

第1章 博士課程前期課程の教育課程

(授業科目の年次配当)

第1条 授業科目の年次配当のうち、演習、課題研究及び実験については、次のとおりとする。ただし、関西大学大学院学則（以下「学則」という。）第4条第2項又は第24条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、別に定める。

- (1) 法学研究科法学・政治学専攻法政研究コース及び国際協働コースの演習は、(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。また、総合演習（各テーマ）は1年次配当とする。ただし、経済学研究科については、演習は1年次配当、論文指導は2年次配当とする。
- (2) 法学研究科法学・政治学専攻高度専門職業人養成コースにおいては、演習科目は2年次配当とする。ただし、総合演習（各テーマ）は1年次配当とする。
- (3) 文学研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。
- (4) 商学研究科においては、研究者養成・後期課程進学コースの演習は1年次配当、論文指導は2年次配当とし、高度専門職養成コースの課題研究指導Ⅰ及びⅡは2年次配当とする。また、高度専門職養成コースの租税法研究Ⅰ（演習）及びⅡ（演習）、租税論研究Ⅰ（演習）及びⅡ（演習）並びに合同演習（各テーマ）（演習）は1年次配当とする。
- (5) 社会学研究科においては、論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）、課題研究A（各研究テーマ）及び課題研究B（各研究テーマ）、合同演習A及びB並びに合同演習Ⅱa及びⅡbは2年次配当とする。
- (6) 総合情報学研究科においては、課題研究は1～2年次配当、論文指導は2年次配当とする。
- (7) 理工学研究科においては、ゼミナールはⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの各2単位に分け、ゼミナールⅠ及びⅡは1年次配当、ゼミナールⅢ及びⅣは2年次配当とする。
- (8) 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する外国語教育学科目を修得していなければ、演習は履修できない。
- (9) 心理学研究科においては、心理学専攻の演習は心理学セミナー(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、心理学セミナー(1)A及び(1)Bは1年次配当、心理学セミナー(2)A及び(2)Bは2年次配当とする。また、心理臨床学専攻の演習は心理臨床学

研究演習 1、2、3 及び 4 の各 2 単位に分け、演習 1 及び 2 は 1 年次配当、3 及び 4 は 2 年次配当とする。

(10) 社会安全研究科においては、専攻演習 I A (各テーマ)、I B (各テーマ) 及び副指導演習 I A、I B を 1 年次配当、専攻演習 II A (各テーマ)、II B (各テーマ) 及び副指導演習 II A、II B を 2 年次配当とし、専攻演習 I A (各テーマ)、I B (各テーマ)、II A (各テーマ) 及び II B (各テーマ) は各 2 単位、副指導演習 I A、I B、II A 及び II B は各 1 単位とする。

(11) 東アジア文化研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各 2 単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは 1 年次配当、演習(2)A及び(2)Bは 2 年次配当とする。

(12) ガバナンス研究科においては、演習は I、II、III 及び IV の各 2 単位に分け、演習 I 及び II は 1 年次配当、III 及び IV は 2 年次配当とする。

(13) 人間健康研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各 2 単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは 1 年次配当、演習(2)A及び(2)Bは 2 年次配当とする。

(演習、実験及び論文指導等の履修条件)

第 2 条 演習又は実験の履修条件については、次のとおりとする。ただし、学則第 4 条第 2 項又は第 24 条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

(1) 演習(1)又は実験(1)を修得していなければ、それぞれの(2)は履修できない。

(2) 法学研究科及び文学研究科においては、演習(1)A及び(1)Bを修得していなければ、演習(2)A及び(2)Bは履修できない。

(3) 社会学研究科においては、指導教員の担当する演習 A (各研究テーマ) 及び B (各研究テーマ) 又は指導教員の担当するプロジェクト演習 A (各研究テーマ) 及び B (各研究テーマ) のいずれか 2 科目を修得していなければ、論文指導 A (各研究テーマ) 及び論文指導 B (各研究テーマ) 並びに課題研究 A (各研究テーマ) 及び課題研究 B (各研究テーマ) は履修できない。

(4) 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習 2 科目を修得していなければ、論文指導は履修できない。

また、演習の履修は、在学期間を通じて、指導教員の担当する演習 2 科目を含め 4 科目 8 単位までとする。

(5) 商学研究科研究者養成・後期課程進学コースにおいては、指導教員の担当する演習 2 科目を修得していなければ、論文指導は履修できない。また、高度専門職養成コースにおいては、専修科目を修得していなければ、課題研究指導 I 及び II は履修できない。

(6) 理工学研究科においては、ゼミナール I 及び II を修得していなければ、ゼミナール III 及び IV を履修できない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。

- (7) 心理学研究科心理学専攻においては、心理学セミナー(1)A及び(1)Bを修得していなければ、心理学セミナー(2)A及び(2)Bは履修できない。また、心理臨床学専攻においては、心理臨床学研究演習 1 及び 2 を修得していなければ、心理臨床学研究演習 3 及び 4 を履修できない。
- (8) 社会安全研究科においては、専攻演習ⅡA（各テーマ）、ⅡB（各テーマ）及び副指導演習ⅡA、ⅡBを受講するには、専攻演習ⅠA（各テーマ）、ⅠB（各テーマ）及び副指導演習ⅠA、ⅠBを修得していなければならない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- (9) 東アジア文化研究科においては、演習(1)A及び(1)Bを修得していなければ、演習(2)A及び(2)Bは履修できない。
- (10) ガバナンス研究科においては、演習はⅠ及びⅡを修得していなければ、演習Ⅲ及びⅣは履修できない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- (11) 人間健康研究科においては、演習は(1)A及び(1)Bを修得していなければ、演習(2)A及び(2)Bは履修できない。

(専修科目以外の演習及び論文指導等の履修条件)

第3条 法学研究科法学・政治学専攻法政研究コース及び心理学研究科においては、専修科目以外の演習の履修は認めない。ただし、法学研究科及び文学研究科においては、演習(1)A及び(1)Bについてのみ、これを認める。

- 2 社会学研究科においては、指導教員及び担任者が認めた場合には、指導教員以外の担当する演習科目を履修することができる。
- 3 経済学研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、指導教員以外の担当する演習を2科目に限り履修することができる。
- 4 商学研究科においては、他のコースに配当される演習及び論文指導あるいは課題研究指導の履修は認めない。また、研究者養成・後期課程進学コースにおいては指導教員以外の担当する論文指導の履修は認めない。高度専門職養成コースにおいては、指導教員以外の担当する課題研究指導の履修は認めない。
- 5 理工学研究科の各専攻・分野においては、所属する研究領域のゼミナール以外のゼミナールの履修は認めない。
- 6 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
- 7 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は、演習(1)A及び(1)Bについてのみ、これを認める。
- 8 ガバナンス研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
- 9 人間健康研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。

第4条 削除

(講義科目の履修条件)

第4条の2 講義科目の履修条件は、別に定める。

(履修制限単位)

- 第5条 1 学年度に認められる履修単位は、28単位以内とする。ただし、文学、理工学、外国語教育学、社会安全、東アジア文化及び人間健康の各研究科は30単位以内、心理学研究科心理臨床学専攻は32単位以内とする。また、学則第4条第2項又は学則第24条ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、別に定める。
- 2 学則第19条ただし書の規定により履修を届け出るとき及び所定修了単位を修得することとなる春学期の履修を届け出るときは、14単位以内とする。ただし、文学、理工学、社会安全、東アジア文化及び人間健康の各研究科並びに心理学研究科心理臨床学専攻は16単位以内とする。
- 3 大学院共通科目のアドバンスインターンシップ(各機関)の単位は、履修単位には含まない。
- 4 総合情報学研究科の課題研究8単位は、1年次の履修単位には含まない。また、アドバンスインターンシップ(各機関)は、履修単位には含まない。
- 5 理工学研究科のアドバンスインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ、海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び建築設計インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲの単位は、履修単位には含まない。
- 6 社会安全研究科のアドバンスインターンシップ(各機関)の単位は、履修単位には含まない。

(追加科目)

第6条 追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までとし、履修制限単位には含まない。

(追加科目の課程修了所要単位への充当)

第7条 学則別表の規定に基づき、追加科目の単位を課程修了所要単位に充当する場合は、指導教員の承認を得た上、文学、経済学、商学、理工学、外国語教育学、心理学、社会安全、東アジア文化及び人間健康の各研究科においては15単位まで、社会学及びガバナンスの各研究科においては10単位まで、法学研究科においては8単位まで、総合情報学研究科においては4単位まで認定することができる。ただし、専修科目の所要単位には算入しない。また、理工学研究科においてはゼミナールの単位には算入しない。

(他大学院の授業科目)

第8条 他の大学院の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得た上、研究科委員会に願い出て許可を得なければならない。この場合においては、追加科目の取扱いとする。

(教職関係科目等の履修)

第9条 教員免許状授与の所要資格又は各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得るため、学部の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得た上、履修することができる。ただし、1学年度に認められる履修単位は、32単位以内とする。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、1年次は24単位以内、2年次以降は20単位以内とする。

(履修届)

第10条 当該学年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、所定の期日に履修届を提出しなければならない。

2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

(修士課程の教育課程)

第11条 この章の規定は、修士課程の教育課程の場合について準用する。

第2章 博士課程後期課程の教育課程

(授業科目の年次配当)

第12条 授業科目の年次配当のうち、演習、実験及び実習については、次のとおりとする。ただし、学則第25条の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

- (1) 各研究科の演習は(1)から(3)までの各4単位に分け、演習(1)は1年次配当、演習(2)は2年次配当及び演習(3)は3年次配当とする。ただし、次号から第9号までに掲げる各研究科の演習については、この限りでない。
- (2) 法学研究科においては、専修科目の演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当、演習(3)A及び(3)Bは3年次配当とする。また、法学特別研究及び政治学特別研究は、(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは2年次配当、演習(2)A及び(2)Bは3年次配当とする。
- (3) 文学研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当、演習(3)A及び(3)Bは3年次配当とする。
- (4) 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習は1年次配当、論文指導Ⅰは2年次配当及び論文指導Ⅱは3年次配当とする。
- (5) 社会学研究科においては、指導教員の担当する論文指導Ⅰは1年次配当、論文指導Ⅱは2年次配当及び論文指導Ⅲは3年次配当とする。
- (6) 総合情報学研究科においては、演習は1から3までの各4単位に分け、演習1は1年次配当、演習2は2年次配当及び演習3は3年次配当とする。
- (7) 理工学研究科においては、ゼミナールはV、VI、VII及びVIIIの各2単位に分け、ゼミ

ナールV及びVIは1年次配当、ゼミナールVII及びVIIIは2年次配当とする。

- (8) 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習1は1年次配当、演習2は2年次配当とする。
- (9) 心理学研究科においては、心理学セミナーは(3)A、(3)B、(4)A、(4)B、(5)A及び(5)Bの各2単位に分け、心理学セミナー(3)A及び(3)Bは1年次配当、心理学セミナー(4)A及び(4)Bは2年次配当、心理学セミナー(5)A及び(5)Bは3年次配当とする。
- (10) 社会安全研究科においては、演習は専攻演習ⅢA(各テーマ)、ⅢB(各テーマ)、ⅣA(各テーマ)及びⅣB(各テーマ)の各2単位に分け、専攻演習ⅢA(各テーマ)及びⅢB(各テーマ)は1年次配当、専攻演習ⅣA(各テーマ)及びⅣB(各テーマ)は2年次配当とする。また、Ph.D. of Disaster Management Program履修者においては、演習はSeminarⅢA(各テーマ)、SeminarⅢB(各テーマ)、SeminarⅣA(各テーマ)及びSeminarⅣB(各テーマ)の各2単位に分け、SeminarⅢA(各テーマ)及びⅢB(各テーマ)は1年次配当、SeminarⅣA(各テーマ)及びⅣB(各テーマ)は2年次配当とする。
- (11) 東アジア文化研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当、演習(3)A及び(3)Bは3年次配当とする。
- (12) ガバナンス研究科においては、ガバナンス特別演習は1から6までの各2単位に分け、演習1、2は1年次配当、演習3、4は2年次配当及び演習5、6は3年次配当とする。
- (13) 人間健康研究科においては、人間健康特殊演習はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥの各2単位に分け、演習Ⅰ及びⅡは1年次配当、演習Ⅲ及びⅣは2年次配当、演習Ⅴ及びⅥは3年次配当とする。

(演習、実験及び実習の履修条件)

第13条 専修科目以外の演習、実験及び実習を履修することはできない。ただし、法学研究科及び文学研究科の演習(1)A及び(1)B並びに経済学研究科については、この限りでない。

- 2 法学研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、法学特別研究演習(1)A、(1)B、(2)A、(2)B及び政治学特別研究演習(1)A、(1)B、(2)A、(2)Bを履修することができる。
- 3 経済学研究科においては、演習の履修は、在学期間を通じて、指導教員の担当する演習を含め4科目8単位までとする。
- 4 社会学研究科においては、指導教員の担当する論文指導以外の論文指導の履修は認めない。

- 5 理工学研究科においては、所属する研究領域のゼミナール以外のゼミナールの履修は認めない。
- 6 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
- 7 社会安全研究科においては、専攻演習ⅣA（各テーマ）又はⅣB（各テーマ）を受講するには、専攻演習ⅢA（各テーマ）及びⅢB（各テーマ）を修得していなければならない。また、Ph.D. of Disaster Management Program履修者においては、SeminarⅣA（各テーマ）又はⅣB（各テーマ）を受講するには、SeminarⅢA（各テーマ）及びⅢB（各テーマ）を修得していなければならない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- 8 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は、演習（1）A及び（1）Bについてのみ、これを認める。
- 9 人間健康研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、指導教員の担当する演習以外の演習の履修を認める。

（講義科目の履修条件）

第13条の2 講義科目の履修条件は、別に定める。

（追加科目）

第14条 追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までとする。

第15条 削除

（教職関係科目等の履修）

第15条の2 教員免許状授与の所要資格又は各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得るため、学部の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得た上、履修することができる。ただし、1学年度に認められる履修単位は、32単位以内とする。

（履修届）

第16条 当該学年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、所定の期日に履修届を提出しなければならない。

- 2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

第3章 削除

第17条 削除

第18条 削除

第4章 削除

第19条から第23条まで 削除

第5章 学籍

（学籍番号）

第24条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

(学生証)

第25条 本大学院学生に対して、学生証を交付する。

2 学生証は、通学定期乗車券購入証明兼用の身分証明書である。

(学生証の再交付)

第26条 学生証を紛失又は汚損したときは、所定の手続を経た上で再交付することができる。

(学生証の返還)

第27条 学生証は、課程修了、退学及び除籍のとき、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

(届出事項の変更届)

第28条 入学手続書類をもって届け出た事項に異動があったときは、当該事項について所定の変更届を提出しなければならない。

(健康上の理由による休学者の復学)

第29条 健康上の理由による休学者が、復学を希望するときは、学則第53条に規定する手続のほか、関西大学保健管理センターの診断書を提出しなければならない。

(休学願、復学願、再入学願及び復籍願の提出期日)

第30条 学則第51条第1項の規定による休学願は、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日までに休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月30日

3 学則第52条第2項、第53条第1項、第56条第1項及び第65条第2項の規定による願い出は、それぞれ休学、復学、再入学又は復籍しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間にしなければならない。

(休学者の取扱い)

第31条 休学者が、学則第52条第2項又は第53条第1項の規定による手続をしなかったときは、その学期の末日をもって退学した者として取り扱う。

(除籍)

第32条 学則第65条第1項の規定による除籍日は、次のとおりとする。

(1) 春学期 7月31日

(2) 秋学期 1月31日

2 除籍期間を含む学期は、在学年数に算入しない。

(退学と在学年数の関係)

第32条の2 退学となった学期は、在学年数に算入しない。

(修業年限を超えた者の学費)

第33条 本大学院修士課程又は博士課程前期課程若しくは博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した後、学位論文提出のため引き続き在学しようとする者は、学校法人関西大学学費規程第15条の規定により学費を納入しなければならない。

第6章 修士論文又は特定の課題についての研究の成果

(学位取得計画の提出)

第34条 学位を得ようとする者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の論題、提出時期その他必要な事項を記載した学位取得計画を所定の期日までに提出しなければならない。

(学位取得計画の変更)

第35条 既に提出した学位取得計画の変更は、原則としてこれを認めない。ただし、修士論文等の提出以前においては、指導教員の承認を得て変更することができる。

(修士論文等の提出時期)

第36条 関西大学学位規程（以下「学位規程」という。）第10条に規定する修士論文等の提出の時期は、次のとおりとする。

(1) 法学、文学、経済学、商学、社会学、外国語教育学、心理学、東アジア文化、ガバナンス及び人間健康の各研究科

春学期修了の場合 7月中旬

秋学期修了の場合 1月中旬

(2) 総合情報学研究科、社会安全研究科及び理工学研究科 別に定めるところによる。

(修士論文等の提出方法等)

第37条 修士論文等の提出方法、様式、書式、部数等の詳細は、各研究科が別に定める。

(修士論文等の保存)

第38条 課程修了者の修士論文等は、大学院が電子ファイルで永久保存する。

(保存修士論文等の取扱い)

第39条 保存修士論文等は、作成者又は作成者の指導教員が承認したときに限り、閲覧できる。

2 前項の場合において、作成者の氏名は本人が承認したときに限り、開示するものとする。

第7章 課程博士の学位請求

(課程博士の学位請求)

第40条 課程博士の学位請求については、学位規程の定めるところによる。

第8章 論文博士の学位請求

(学位請求の手続)

第41条 博士課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、当該研究科所定の単位を修得して退学した者が、再入学をせず、学位請求の論文を提出するときは、学位規程第30条の規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この規則（改正）は、2025年4月1日から施行する。